

食品安全委員会が把握したハザードに関する主な情報

○化学物質

欧州食品安全機関(EFSA)、食用黄色4号(タートラジン(E 102))など食用アゾ色素10種の食品成分リスト掲載の妥当性に関する科学的意見書を公表

公表日：2010/10/07 情報源：欧州食品安全機関 (EFSA)

<http://www.efsa.europa.eu/en/scdocs/doc/1778.pdf>

欧州食品安全機関(EFSA)は10月7日、食用黄色4号(タートラジン(E 102))など食用アゾ色素10種の食品成分リスト掲載の妥当性に関する科学的意見書(2010年9月10日採択)を公表した。概要は以下のとおり。

1. 欧州委員会の諮問を受けて、食用アゾ色素の食用黄色4号(タートラジン(E 102))、食用黄色5号(サンセットイエロー FCF(E 110))、カルモイシン(E 122)、食用赤色2号(アマランス(E 123))、食用赤色102号(ポンソー 4R(ニューコクシン、E 124))、食用赤色40号(アルラレッドAC(E 129))、ブリリアントブラック BN(E 151)、ブラウン FK(E 154)、ブラウン HT(E 155)及びリソールルビン BK(E 180)を指令2000/13/ECの附属書IIIaに定める食品成分リストに掲載することの妥当性に関する科学的意見を科学パネル(NDA)は求められた。本意見書は、食用アゾ色素が、経口暴露後のヒトに不耐性反応などを引き起こす可能性について検討する。
2. 当該色素の経口暴露による不耐性反応など誘発性の検討にあたり、二重盲検プラセボ対照の食物負荷試験^(※1)の原則に従って定義された基準により適切に管理された大規模臨床試験が不足している。また、試験のほとんどが過敏症患者について行ったものである。
3. 食用黄色4号不耐性の発現頻度は、食品によってじんましん及び血管性浮腫^(※2)が誘発される被験者の1%未満である。過敏症患者において、食用黄色4号及び食用赤色102号に対する不耐性反応が少数例、並びに食用黄色5号及び食用赤色2号に対するさらに少ない数の不耐性反応例が報告されている。これらの反応には、じんましん、血管性浮腫、喘鳴(ぜんめい)及び白血球破碎性血管炎^(※3)が含まれる。ブラウン FK、ブラウン HT、リソールルビン BK、ブリリアントブラック BN、カルモイシン及び食用赤色40号に対する感受性に関するデータは利用可能ではなく、また、証拠書類によって裏付けられた経口暴露後の症例は報告されていない。食用アゾ色素を含む色素混合物に対する不耐性反応の少数例のみが報告されている。不耐性反応には、じんましん、眼瞼(がんけん)^(※4)浮腫、顔面紅潮及び小児の多動性行動が含まれる。
4. 検討対象の食用色素の現在の使用量における単独又は複合経口暴露がヒトに重篤な有害作用を引き起こす可能性は低いと当該パネルは結論づけている。

(※1)二重盲検プラセボ対照の食物負荷試験：患者及び医師の双方が、対象となる着色剤が食品サンプルに使用されているかどうかを知らされないで行われる食物負荷臨床試験。

(※2)浮腫：組織液又はリンパ液が細胞内、細胞間隙、体腔内に貯留する状態。

(※3)白血球破碎性血管炎：発熱、筋肉痛、関節痛、体重減少といった症状を示す壊死性の血管炎。

国際疾病分類第10版(ICD-10)による疾病名ではない。

(※4)眼瞼(がんけん)：まぶたの部分。

○関連情報(国内)

国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部 食品安全情報 No. 22/2010 (2010. 10. 20) 化学物質

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/>

厚生労働省：食品衛生法 指定添加物リスト（規則別表第1）

指定添加物リストに掲載されており、国内で使用可能：食用黄色4号(タートラジン(E 102))、食用黄色5号(サンセットイエロー FCF(E 110))、食用赤色2号(アマランス(E 123))、食用赤色102号(ポンソー 4R(E 124))及び食用赤色40号(アルラレッドAC(E 129))、
未掲載：カルモイシン(E 122)、ブリリアントブラック BN(E 151)、ブラウン FK(E 154)、ブラウン HT(E 155)及びリソールルビン BK(E 180)

<http://www.ffcr.or.jp/zaidan/MHWinfo.nsf/a11c0985ea3cb14b492567ec002041df/407593771b8750e94925690d0004c83e?OpenDocument>

○関連情報(海外)

欧州食品安全機関 (EFSA)

2007年10月に、サザンプトン大学が行った着色料と子供の多動性に関する研究についてさらに詳細な評価が必要とのプレスリリースを公表し、研究で使用されたサンセットイエロー(E 110)、タートラジン(E 102)、カルモイシン(E 122)、食用赤色102号(E 124)、キノリンイエロー(E 104)及び食用赤色40号(E 129)の6種類の着色料に関しては、優先的に再評価を実施した。

http://www.efsa.europa.eu/EFSA/News_PR/pr_colours_en.0.pdf

食用黄色5号(サンセットイエロー、E 110)の再評価書

<http://www.efsa.europa.eu/en/scdocs/doc/1330.pdf>

食用黄色4号(タートラジン、E 102)の再評価書

http://www.efsa.europa.eu/cs/BlobServer/Scientific_Opinion/1331.pdf?ssbinary=true

カルモイシン(アゾルビン、E 122)の再評価書

http://www.efsa.europa.eu/cs/BlobServer/Scientific_Opinion/1332.pdf?ssbinary=true

食用赤色102号(E 124)の再評価書

<http://www.efsa.europa.eu/en/scdocs/doc/1328.pdf>

キノリンイエロー(E 104)の再評価書

<http://www.efsa.europa.eu/en/scdocs/doc/1329.pdf>

食用赤色40号(E 129)及びそのアルミニウムキレート(E 129)の再評価書

http://www.efsa.europa.eu/cs/BlobServer/Scientific_Opinion/1327.pdf?ssbinary=true

これらの再評価書において、サザンプトン大学の McCann らによる研究の所見は、以前に設定した各着色料のADI変更の根拠に出来ないとしている。

○微生物

フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)、人獣共通感染症を特集した疫学報告特別号を発行

公表日：2010/10/22 情報源：フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)

<http://www.afssa.fr/PMEC00G7I0.htm>

フランス食品環境労働衛生安全庁(ANSES)は10月22日、人獣共通感染症を特集した疫学報告No.38、2010年9月号(全32ページ)を発行した。昨今の検査手法の進歩、関係機関の相互協力によって人獣共通病原体の分子生物学的及び疫学特性がより明確になり、その感染経路に対する理解が高まってきている。ヒトと環境の相互作用によって再興した人獣共通感染症は今後の大きな関心事である。特に病原体の薬剤耐性が増えつつあることに注意すべきである。

目次は以下のとおり。

1. 人獣共通病原体から人獣共通感染症へ：最新の傾向の多様性と単一性
2. ライムボレリア症^(※1)：一般的状況と新たな宿主動物シベリアシマリスがイル・ド・フランス州に導入されたことの影響
3. フランス大都市でのリーシュマニア症^(※2)
4. オウム病^(※3)：現在の傾向、サーベイランス及び調査
5. 炭疽^(※4)：2009年夏の集団発生と過去10年間(1999～2009)の発生報告、ヒトの症例
6. E型肝炎^(※5)：ヒトの疫学の総括、動物宿主に関する新たな知見
7. エキノコックス症^(※6)：キツネと家畜の新たな疫学的傾向、ヒトの肺胞エキノコックス
8. 牛結核病^(※7)：野生動物の感染(シカ、イノシシ、アナグマ)、牛型結核菌によるヒトへの感染例

※1 ライムボレリア症

ライム病ボレリアと呼ばれる細菌の媒介動物であるマダニに刺されることで感染する。

日本での感染報告(2008年)5人。

※2 リーシュマニア症

リーシュマニア原虫の媒介動物であるサシチョウバエに刺されることで感染する。日本にはサシチョウバエは生息していない。法律に基づく感染報告の対象外。

※3 オウム病

オウム病クラミジアと呼ばれる細菌を保有する鳥の排泄物からの病原体の吸入感染が主体であるが、口移しの給餌や噛まれて感染することもまれにある。日本での感染報告(2008年)9人。

※4 炭疽

炭疽菌に感染した動物やその体液、分泌物に接触することによって感染する。炭疽菌は芽胞体として土壌中に存在する。日本での感染報告(2008年)0人。

※5 E型肝炎

E型肝炎ウイルス(HEV)は途上国では主に水を介して感染するが、我が国ではウイルスに汚染された食品や動物の臓器・肉の生食によって感染する。日本での感染報告(2008年)44人。

※6 エキノコックス症

エキノコックス属条虫の虫卵を含むキツネ、イヌなどの糞便から経口感染する。

日本での感染報告(2008年)23人。

※7 牛結核病

牛型結核菌に感染した動物との直接接触のほか、牛型結核菌に汚染された食品(特に乳製品)の摂取によって感染する。なお日本での感染はきわめてまれである。法律に基づく感染報告の対象外。

○関連情報(国内)

食品安全委員会 食品により媒介される感染症等に関する文献調査報告書

<http://www.fsc.go.jp/fsciis/survey/show/cho20100110001>

厚生労働省 動物由来感染症

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou18/index.html>

厚生労働省検疫所 動物由来感染症とは

http://www.forth.go.jp/mhlw/animal/page_a/page_a.html

独立行政法人動物衛生研究所 人獣感染症対策チーム

<http://www.niah.affrc.go.jp/research/zoonotic/index.html>

独立行政法人動物衛生研究所 家畜の監視伝染病

<http://www.niah.affrc.go.jp/disease/fact/kansi.html>

環境省 人と動物の共通感染症に関するガイドライン

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/infection/guideline.pdf

○関連情報(海外)

フランス衛生監視研究所(InVS) 週間疫学報告(BEH)人獣共通感染症特集号(2010年9月14日号)

http://www.invs.sante.fr/beh/2010/hs/beh_hs.pdf

※詳細情報及び他の情報については、食品安全総合情報システム(<http://www.fsc.go.jp/fsciis/>)をご覧ください。